

令和4年8月12日

関係設置者各位

経済産業省

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長

三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について（別途指示）

各設置者におかれては、令和4年4月及び5月付「三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について」に基づき、不適切検査のあった変圧器の状態を重点的に確認するとともに、三菱電機株式会社と協力し健全性に係る点検が実施されているところ、その報告方法について通知する。また、今後の調査等により新たな事実が判明した場合には、改めて情報提供や追加の指示を行う。

1. 報告先

各事業場を管轄する産業保安監督部

2. 報告期限

第1回：項目3①・②及び、③のうち、令和4年11月末までに実施分 令和4年12月末

第2回：項目3③のうち、令和4年12月以降に実施分 令和6年2月末

3. 報告内容

別紙に則り、以下の3項目について記載したもの

① 変圧器の電路の絶縁性能

三菱電機株式会社が実施した交流耐電圧試験の結果を、電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）が引用する「日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 7 0 0 1」に記載の、印加電圧と時間の換算方法を用い、設置時における電技解釈との対応状況を点検した結果

② 変圧器の熱的強度

三菱電機株式会社が実施した温度上昇試験の結果を、電技解釈で引用する「日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 7 0 0 2」及び「電気学会電気規格調査会標準規格 J E C 2 2 0 0」における温度上昇限度値の記載事項を踏まえ、設置時における電技解釈との対応状況を点検した結果

③ 現時点での変圧器の健全性

報告対象の変圧器について、「電力用変圧器改修ガイドライン（電気協同研究第65巻第1号）」及び「ガス絶縁変圧器の保守管理（電気協同研究第54巻第5号その2）」に基づくガス分析及び判定基準により、健全性について点検した結果

※本連絡の評価方法と同等以上の保安水準の確保が証明できる技術的根拠がある場合は、その方法により報告することも可とする。

（別紙）三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器に関する特別点検結果について

(別紙)

年 月 日
文書番号

経済産業省
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 殿

会 社 名
設 備 責 任 者 名

三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器に関する特別点検結果について

令和4年4月21日付及び同年5月25日付「三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について」により要請のあった特別点検の結果について、以下のとおり報告する。

(1) 変圧器の電路の絶縁性能

報告対象 [台]	点検結果「良」 [台]	点検結果「不良」 [台]

(注1) 評価に用いた、工場試験及び数値換算結果は、別表(様式自由)により一覧形式に記載すること。

(2) 変圧器の熱的強度

報告対象 [台]	点検結果「良」 [台]	点検結果「不良」 [台]

(注2) 評価に用いた、工場試験結果及び判断根拠は、別表(様式自由)により一覧形式に記載すること。

(3) 現時点での変圧器の健全性確認

報告対象 [台]	点検結果「良」 [台]	点検結果「不良」 [台]

(注3) ガス分析結果であるガスの種類及び量について、別表(様式自由)により一覧形式に記載すること。

(注4) 報告指示以前に実施した、令和3年度以降のガス分析結果については、その実施を証する書類(分析記録または保全管理記録等)を添付することで、健全性確認に適用することができる。

(注5) 報告項目(1)及び(2)に関し、現地で実施した電技解釈に示す方法による試験結果を有する場合は、本点検結果の報告を要さないが、当該現地試験結果を証する書類を添付すること。

(注6) 上記評価を行うに当たっての考慮事項があれば、別表(様式自由)に記載すること。

(注7) 上記3項目に関する評価結果が、評価基準を満たさないものについては、三菱電機株式会社と協議し、必要な保全計画を策定の上、上記3項目の報告にあわせて報告すること。